

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

## 1. 改正の趣旨

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和 46 年労働省令第 27 号。以下「財形則」という。）において、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等に係る金銭をもって取得することができる住宅に関して、床面積、経過年数等に係る要件が定められている。

今般、令和 4 年度税制改正により、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直しが行われ、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「租特令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号。以下「租特則」という。）が改正されることに伴い、財形則について所要の改正を行う必要がある。

## 2. 改正の内容

- (1) 勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の床面積要件について、現行の 50 m<sup>2</sup>以上という要件に加え、勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であって、当該住宅が令和 5 年 12 月 31 日までに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認を受けたものであるときは、床面積が 40 m<sup>2</sup>以上という要件を定める。
- (2) 勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の経過年数要件について、現行の耐火住宅 25 年、非耐火住宅 20 年という要件を廃止し、昭和 57 年 1 月 1 日以後に建築されたものであるという要件を定める。
- (3) その他、租特令及び租特則を引用する条項について所要の改正を行う。

## 3. 根拠法令

勤労者財産形成促進法施行令（昭和 46 年政令第 332 号）第 14 条及び第 14 条の 2

## 4. 施行期日等

公布日：令和 4 年 3 月 31 日（予定）

施行期日：租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）